

令和7年 天草市農業委員会第1回総会議事録

令和7年1月24日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
4番	淀川 洋一 君	5番	猪原 真滋 君
7番	野中 幸廣 君	8番	平岡 敬則 君
9番	川口 明 君	10番	富崎 ますみ 君
11番	黒川 紀世子 君	12番	端田 睦子 君
13番	山並 彰一郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2名）

3番	金棒 康二 君	6番	中村 三千人 君
----	---------	----	----------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	局長補佐	松本 馨
参事	内田 富隆	書記	宮川 楓大
書記	池上 翔		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第4号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第6	議第5号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第6号	非農地証明書交付申請について
日程第8	議第7号	令和7年度天草市農業労働賃金標準額について
日程第9		報告事項について

閉 会

開 会 14時30分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和7年天草市農業委員会第1回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さん、明けましておめでとうございます。総会は月末に開催されますので、ご挨拶が遅れた方もいらっしゃると思いますが、今年も適切かつ円滑に農業委員会業務を進めることができるようご協力をお願いしたいと思います。先ほど、運営協議会が開催されて、農業委員と農地利用最適化推進委員の合計47名が、全て確定致しました。ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。今年度もあと2か月を残すところとなりましたが、目標地図の作成や、最適化推進ブロック別研修など大変な業務がありますが、皆さんには積極的に出席していただきますようお願い致します。本日は3条が8件、4条が2件、5条が4件、利用権設定が50件、非農地が3件で合計67件の案件を審議していただきます。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。

○事務局（上原和之君） 本日は、3番の金棒委員、6番の中村委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、9番川口委員、12番端田委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。下浦町の譲受人は、下浦町の譲渡人より、下浦町の畑426㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜と果樹を栽培される計画です。また、この案件は、申請地の一部に市道が掛かっておりますが、筆界未定地内の農地であるため、現状だと分筆ができません。市道は天草市へ提供する予定のため、3条許可で所有権移転をしてから筆界未定を解消し、分筆する計画です。事前に天草市土木課と法務局と協議を行い、3条許可後に分筆が可能であることを確認しております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。本日、現地確認を行いました。事務局の説明どおり

で、農地の一部が市道として利用されております。関係課とも協議済みでございますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。佐伊津町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、佐伊津町の田1,271㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認を行いました。山の中にある農地で細い道を通って行きました。現況は少し荒れておりましたが、重機を入れ、耕してから野菜と果樹を栽培されるとのことでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。旭町の譲受人は、本町の譲渡人より、本町の田1,022㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻

を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、松下推進委員と現地確認を行いました。きれいに管理されておりまして、来年の作付けの準備がなされておりました。問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。新和町の譲受人は、埼玉県の譲渡人より、新和町の田1,778㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には飼料稲を栽培される計画です。また、本日中村委員が欠席のため、委員の意見を代読させていただきます。1月22日に池田委員と現地確認を行いました。現在も耕作されている農地のため、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の畑386㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。先日、現地確認を行いました。譲受人は申請地付近に住んでおられる方で、以前から申請地の管理をしております。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 6番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田4,127㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。1月21日に田中推進委員と現地確認を行いました。雑草が生えておりましたが、譲受人は農業を頑張っておられる方でございますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 7番について説明します。天草町の譲受人は、天草町の譲渡人より、天草町の田2,803㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した

国道 389 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。1 月 21 日に松本推進委員と現地確認を行いました。現地はきれいに管理されておりました。申請地周辺は耕作者が年々減っております。土地を有効活用していただくことは良い事でございますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 8 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 8 番について説明します。河浦町の譲受人は、小松原町の譲渡人より、河浦町の田 6,177 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道新合高浜港線の東側と西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻と柿を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。先日、現地確認を行いました。譲渡人の方が数年前まで耕作されておりましたが、高齢により農業を引退され、譲受人が農地を引き継いで営農されております。問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

てを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は下浦町の個人で、志柿町の畑157㎡を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、以前から雑種地として管理をしてきたため、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。本日、現地確認を行いました。譲受人の現在の自宅は道が狭く、山の中にあり不便な場所に建っており、今後の将来を考えて新築されるのかと思って見て来ました。申請地周辺のほとんどが宅地化しており、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑1,034㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業で利用する駐車場が不足しているため、工事車両用駐車場6台、従業員用駐車場5台、通路、重機積降場として利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。譲受人は

〇〇業を営んでおられまして、〇〇の目の前に申請地があります。〇〇や〇〇の駐車場として十分な面積がとれることから、申請地を選定されたそうです。特に問題はないと思いますので、ご審議方よろしくお願ひ致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は川原新町の個人で、古川町の畑233㎡を売買により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、通勤や子育てをする上で利便性の良い申請地に戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため、譲渡人より顛末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。現地は住宅に囲まれており、現況は雑種地になっていました。顛末書にもあるとおり、譲渡人の先代の方が雑種地として長年管理していたそうです。特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひ致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、本渡町の畑353.04㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、通勤や子育てをする上で利便性の良い申請地に戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、以前から駐車場として利用されておりますが、譲渡人の父の代に転用されているため、譲渡人より顛末書が提出されています。また、航空写真では申請地に資材が置いてありますが、一時的に置かれたものであり、現在は撤去されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。〇〇のすぐそばの農地で、よく通る場所でございます。以前から売買の話があった場所なのですが、公民館事業などで草刈りをする際にボランティアの方の駐車場として貸し出されていた場所です。住宅を建てる計画ですので、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。転用者は熊本市の個人で、本渡町の畑353.06㎡を売買により取得し、駐車場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自家用及び来客用駐車場と隣近住民への貸駐車場としての需要が見込まれるため、自家用及び来客用駐車場5台、大型トラック用駐

車場1台として整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、以前から駐車場として利用されておりませんが、譲渡人の父の代に転用されているため、譲渡人より顛末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。○条○番の案件と譲渡人が同じで、分筆して取得される計画でございます。現況は雑種地ですが、顛末書も出ておりますし、駐車場としての需要が見込まれる場所でございますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4番について説明します。転用者は栄町の法人で、本渡町の畑179㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。全部で2つあります。1つ目の動画です。次が2つ目の動画です。土地利用計画の内容は、購入予定の宅地の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟、駐車場3台、庭、通路、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に宅地の一部として利用されているため、譲渡人より始末書が提出されています。また、この案件は、〇〇している法人が譲受人となって宅地を購入するものですが、庭部分が農地であることが分かったため、最終的な宅地の購入者の利益となるよう、既存施設の拡張で農地転用を行うというものです。このような場合でも許可が可能であることを熊本県農業会議に確認しております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。申請地と隣接している宅地は空き家になっております。また、南側の農地も住宅地として、先月申請

が挙がっております。住宅地としての需要が高い場所でございますので、何ら問題ないと思
います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありま
せんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま
す。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 4 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題
と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56
号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 5 ペ
ージから 7 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 1
件、再設定が 2 件、合計 3 件で、筆数 21 筆、総面積が 25,768 m²となっております。以上の
計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の
9 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしてお
ります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませ
んか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 5 号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題と
します。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。資料②の 8 ペ
ージから 35 ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が 10 件、再設定が 1 件、更新の
計画が 33 件、再配分の計画が 3 件、利用権移転の計画が 0 件、合計 47 件で、筆数 301 筆、
総面積が 461,473 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は
農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 10 ページの審査資
料の「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 2 項の要

件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第6号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が1件、新和地域が1件、河浦地域が1件の計3件です。筆数は全体4筆、面積は2,835㎡となっております。資料③の11ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の36ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番と2番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が3番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が4番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番と2番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、議第 7 号、令和 7 年度天草市農業労働賃金標準額についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 議第 7 号、令和 7 年度天草市農業労働賃金標準額についてご説明致します。配布資料の 1 ページをご覧ください。労働賃金標準額一覧の構成は、左から作業種目、作業内容、単位、標準額となっております。また、備考欄には前年度と比較した増減額を記載しております。次に 2 ページの資料①をご覧ください。労働賃金標準額については、毎年見直しを行っており、例年 10 月頃に改定される県の最低賃金等を考慮した上で作成しております。熊本県の最低賃金の推移と下段には業種ごとの改定額を載せております。次に、3 ページの資料②をご覧ください。労働賃金標準額を策定するにあたり、天草市内の 9 つの集落営農法人で適用されている作業受委託に係る作業賃金を集計し、平均を割り出しております。4 ページの資料③をご覧ください。全国各都道府県の地域別最低賃金の改定状況について、参考までに添付しております。皆様ご存知のとおり、全国的に燃料費、農業機械消耗品等の物価高騰及び人件費の上昇に伴い、全国的に標準額が上昇傾向にあります。また、今回増額となったのは、あらぐれとしろかき、あらぐれ、しろかきの一貫作業、水田あとの畝立、畑耕起、田植え、コンバインでの刈り取り、ドローンでの農薬散布、一般農作業の 9 つの作業です。一般農作業については、県の最低賃金が時間当たり 952 円に改定されたことから大幅な増加となっており、最低賃金に抵触しないように明記しております。なお、天草市農業労働賃金標準額につきましては、例年、市政だよりやホームページ等に掲載し、周知しておりましたが、農作業受委託の形態も様々で農業経営に及ぼす影響が大きいことなどの確な情報提供に欠けることから、令和 7 年度より農業労働賃金標準額の情報提供を廃止させていただきたいと思っております。但し、農家等からの問い合わせがあった場合のみ、口頭で回答させていただきたいと考えております。ご審議の程をよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんからご意見やご質問はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） ご意見がなければ、本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がございませんので、農業労働賃金標準額については、原案のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の37ページをご覧ください。農地利用形状変更届、第4条許可不要転用届及び第5条許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和7年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

閉 会 15時30分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 美

署名委員 川 口 明

署名委員 端 田 睦 子